

(別紙)

照会先	照会事項
原子力規制委員会	<ol style="list-style-type: none"><li>1 令和6年能登半島地震では半島北側の沿岸部の断層が150キロ程度にわたって動いたとみられ、志賀原子力発電所2号機において使用済燃料プールのスロッシングによる溢水、変圧器の油漏れ及び外部電源の一部喪失が確認された。島根原子力発電所2号機において同様の事象が起きる可能性及び安全機能への影響並びに宍道断層と鳥取沖断層との連動性も含めて新規制基準の審査結果は引き続き妥当であるのか。改善が必要であるなら、どのような対策が求められるのか。</li><li>2 志賀原子力発電所が同地震直後に行った情報発信では、主変圧器の火災報告及び水位報告が後に訂正されるということ並びに周辺モニタリングポストの欠測があったが、事業者に対してどのような改善策を求めていくのか。改善が必要であれば、島根原子力発電所についてはどうするのか。</li><li>3 屋内退避の運用についての検討は、当県、米子市及び境港市の地域防災計画・避難計画について修正を必要とする影響はあるのか。</li></ol>
内閣府 (原子力防災)	<ol style="list-style-type: none"><li>1 令和6年能登半島地震では道路被災による長期間の孤立、家屋倒壊、放射線防護対策施設の被災等により、屋内退避や避難が困難となる可能性のある状況が発生したが、原子力防災会議で了承された「島根地域の緊急時対応」は同地震を踏まえても、複合災害時における屋内退避及び避難の実効性は十分に担保されていると考えるのか。当県の避難計画を改定する必要があるのか。</li><li>2 屋内退避や避難が困難となった場合における警察、消防、自衛隊等の実動組織による支援体制を含めた国を挙げた万全の措置はどのように行われるのか。</li><li>3 避難計画の実効性を継続的に向上させるため、当県等が策定している地域防災計画・避難計画の更なる充実、強化に対して、どのような継続的支援を行うのか。</li></ol>
経済産業省 (資源エネルギー庁)	<ol style="list-style-type: none"><li>1 島根原子力発電所2号機の再稼働の是非の判断に当たっては安全が第一義であると考えているが、この度の地震を踏まえても求められる安全性は引き続き確保されているのか。</li><li>2 令和6年能登半島地震を受け、中国電力株式会社に対し島根原子力発電所2号機の安全確保に向けてどのような対策を求めるのか。</li><li>3～5 原子力規制委員会への照会事項の1、2、3</li><li>6～8 内閣府(原子力防災)への照会事項の1、2、3</li></ol>
中国電力株式会社	<ol style="list-style-type: none"><li>1 令和6年能登半島地震では半島北側の沿岸部の断層が150キロ程度にわたって動いたとみられ、志賀原子力発電所2号機において使用済燃料プールのスロッシングによる溢水、変圧器の油漏れ及び外部電源の一部喪失が確認された。島根原子力発電所2号機の安全確保対策はどうか。追加する対策が必要であればどうするのか。</li><li>2 志賀原子力発電所が同地震直後に行った情報発信では、主変圧器の火災報告及び水位報告が後に訂正されるということ並びに周辺モニタリングポストの欠測があった。島根原子力発電所ではどうか。改善が必要であればどうするのか。</li><li>3 新規制基準に適合している島根原子力発電所2号機について、同地震を踏まえて安全性についてどう認識しているのか。継続的な安全性向上に向けてどのような取組を実施するのか。</li><li>4 同地震の教訓を踏まえ、大規模な自然災害と原子力災害の複合災害が起これ、孤立集落発生、家屋倒壊、道路損傷等により屋内退避や避難が困難となる住民が生じた場合について、貴社において屋内退避や避難の完全実施に向けどのような対策を考えているのか。</li></ol>